

平成 2 7 年度第 1 回

武蔵村山市総合教育会議 会議録

平成 2 7 年 5 月 1 3 日

武蔵村山市

平成27年度第1回武蔵村山市総合教育会議

- 1 日 時 平成27年5月13日(水)
開会 午前 9時30分
閉会 午前10時34分

- 2 場 所 武蔵村山市役所3階 301会議室

- 3 出席委員 藤野 勝 持田 浩志
土田 三男 高橋 勝義
本木 益男 島田 妙美

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育部長 中野 育三 学校教育担当部長 榎並 隆博
教育総務課長 松下 君江

- 5 会議に出席した事務局の職員
企画財務部長 比留間毅浩 企画政策課長 神子 武己
企画政策課 主査 平崎 智章 企画政策課 主任 太田 浩司

議事日程

1 開 会

2 報 告

- (1) 総合教育会議設置要綱について

3 議 題

- (1) 総合教育会議の公開に関する運営要領（案）について
- (2) 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定について

4 その他

- (1) 市の教育の現状について
- (2) その他

5 閉 会

◎開会の辞

○比留間企画財務部長 それでは皆様おそろいでございますので、市長、よろしく願いいたします。

○藤野市長 ただいまより平成27年度第1回総合教育会議を開催いたします。

御案内のとおり、今年度の4月1日から教育委員会制度が改正され、新制度に基づいて、総合教育会議が設置されることになりました。本日は第1回の総合教育会議ということで、持田教育長、教育委員の皆様方にはお集まりをいただき、大変ありがたく思っております。また、平素から子供たちの教育の充実のために御尽力を賜っておりますことも、心から感謝を申し上げます。これまでも教育委員会とは様々なコミュニケーションを図ってまいりましたが、今後は総合教育会議も含め、これまで以上に皆さんと様々な議論を交わしながら、武蔵村山市の教育の方向性を導き出して、教育の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、この後、事務局からも説明があると思いますが、総合教育会議設置要綱に基づき、私が本会議の議長として会議の進行を行いますので、よろしく願いいたします。

早速ですが、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

◎報告 (1) 総合教育会議設置要綱について

○藤野市長 まず報告事項につきまして、企画政策課長から説明をお願いいたします。

○神子企画政策課長 おはようございます。企画政策課長、神子と申します。大変恐縮でございますが、座って御説明をさせていただきます。

報告事項の(1)武蔵村山市総合教育会議設置要綱でございます。資料1を御覧いただきたいと存じます。本要綱につきましては、総合教育会議の設置運営に必要な事項を定めたものでございます。条文ごとに御説明をさせていただきます。

まず第1条でございます。こちらは設置ということで、本会議の設置の規定でございます。次に第2条、所掌事務でございます。第1号では、教育大綱の策定、第2号では、教育を行うための諸条件の整備等、第3号では、緊急時の措置、また、第4号ではその他市長が必要と認めるものを協議するものでございます。次に第3条、構成でございます。会議の構成員等は、市長と教育委員会に定めるものでございます。次に第4条、会議でございます。第1

項及び第2項で、会議の招集者及び代表者を市長と定め、第3項では、会議の開催要件を、原則全員の出席により行うものとするものでございます。また、第4項では、教育委員会にも本会議の開催要望を出せることとし、第5項では、必要に応じて構成員以外の者に会議出席や説明を求めることができる規定でございます。次に第5条会議録の公表でございます。会議録は原則として個人情報等を除き、遅滞なく公表をすることとするものでございます。なお、会議録につきましては、要旨ではなく逐語の会議録でございます。

続きまして、次のページ、第6条でございます。こちらは庶務担当課を定めるものでございます。次に第7条委任でございますが、本要綱に定めるもの以外に定める必要が生じた場合の手續を規定するものでございます。最後でございます。附則になります。附則にて施行期日を定めてございます。

以上、報告事項の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○藤野市長 ただいま説明がありましたが、皆様の御意見をお願いいたします。

○持田教育長 ただいま総合教育会議の設置についての説明がございましたが、第1回総合教育会議を市長の招集によりこのように開催していただき、感謝申し上げる次第でございます。藤野市長には日頃から教育委員会の様々な行事に御参加をいただきまして、ありがとうございます。また、予算はもとよりいろいろな場面で御配慮いただき、大変感謝をしておるところでございます。御案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、この総合教育会議が開催されることとなりましたが、他地域の状況におきましては、市長と教育委員会との意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題や重要な緊急対応につきまして、適切なあるべき姿を共有できていないのではないかと、こういうことも伝わってくることでございまして、相互の連携を図りつつ、より一層、民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置することとなった背景がございます。

この会議では、教育の条件整備など、重点的に講ずるべき施策や児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置などについて、市長と教育委員会が御協議をさせていただくことから、市民の期待も大きいようでございますので、その期待に応えられるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○藤野市長 高橋委員。

○高橋委員 おはようございます。代表教育委員の高橋でございます。ただいま持田教育長からのお話にもありましたけれども、藤野市長さんには日頃から公私御多用の中、教育委員会

主催の様々なスポーツ行事、さらには小中学校の各校の実施する行事にお時間の許す限り御参加していただきまして、そして子供たちには常に励ましの言葉をいただいております。改めまして、この市長さんの学校教育に対する思いとその真摯な御支援、御協力に改めて感謝をしているところでございます。

さて、先ほど企画政策課長から御説明がありましたけれども、この総合教育会議設置要綱の御説明の中で、この要綱では第4条でございます。構成員の全員が出席しなければ会議を開催できないとのことございました。今日、私は老骨に鞭打って、出席させていただいたところでございまして、この会議の重要性を感じ、極めて身の引き締まる思いでいるところでございます。

ここで1点だけ御確認をさせていただきたいと存じます。この会議では、子供たちの生命、安全、身体など、緊急の場合に限らず、その対応や講ずべき措置につきまして、市長へ報告、連絡、相談をし、協議することとなっております。私はこのことは市長が学校の管理責任者、学校の最高責任者として、当然のあり方だと考えております。

しかしながら、学校現場におきましては、教育的配慮と申しまししょうか、その個人の情報、個人情報保護を保護しなければならないという事案が発生することがままあるわけでございます。1つの学級に30名、あるいは校舎全体で300人、あるいは400人の子供たちがその中で活動をしているわけでありまして、その意味では、教育委員会はその会議規則の中に秘密会を設定しております。その秘密会の中でその個人情報の保護という部分について、慎重に取り扱うということにしております。そこで、この会議ではそういった取り扱いはできるということによろしいのか、ここで1つ確認をしたいと思えます。いかがでございましょうか。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 高橋委員の御指摘でございます。次の議題の1の中で、総合教育会議の公開に関する運営要領（案）について御審議をいただく予定でございますが、会議は原則公開とする予定でございますが、委員御指摘のとおり、運営要領（案）の中では、個人の秘密を保つとき、会議の公正が害されるとき、また、公益上の必要があるときにつきましては、非公開とすることができる規定でございますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございます。

○藤野市長 ありがとうございます。

他に御意見ございますでしょうか。

土田委員、お願いいたします。

○土田委員 教育長職務代理を務めております土田でございます。総合教育会議の開催に当たりましては、庶務を企画政策課にお願いするというところで、いろいろと御準備にお骨折りいただき、大変感謝をしているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この総合教育会議でございますが、どのくらいの頻度で開催していくことになってまいりますでしょうか。伺いましたところ、他市によっては開催の頻度は異なるようでございますが、本市についてはいかがでしょうか。

○藤野市長 それでは私からお答えさせていただきます。開催頻度につきましては、年2回と考えておりますが、今回は10月頃開催をさせていただければと思っております。なお、重要案件の協議や緊急対応等、必要に応じ、開催する場合もございますので、よろしくお願いをいたします。

他に御意見等はございますでしょうか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○藤野市長 ないようでございますので、総合教育会議の設置につきましては、このとおりといたします。

◎議題(1) 総合教育会議の公開に関する運営要領(案)について

○藤野市長 それでは議事に移ります。本日の議題につきましては、(1)総合教育会議の公開に関する運営要領(案)について、(2)「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定についてでございます。

なお、本日は議題等説明員として、教育部長、学校教育担当部長が出席しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは議題の(1)総合教育会議の開会に関する運営要領(案)について、企画政策課長から説明をお願いいたします。

企画政策課長。

○神子企画政策課長 それでは続きまして、議題の(1)総合教育会議の公開に関する運営要領(案)でございます。資料の2を御覧いただきたいと存じます。

本要領(案)につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項の規定により、本会議を原則公開とすることとし、その手続を定めるものでございます。

それでは条文に沿いまして、御説明をさせていただきます。

まず第1条でございます。こちらは趣旨を定めるものでございます。

次に第2条は本会議を原則公開とすることを定めるものでございます。なお、ただし書き以下の非公開とする情報につきましては、先ほども申し上げましたとおり、個人の秘密を保つとき、会議の公正が害されるとき、また、公益上の必要性があるときでございます。

続きまして、第3条でございます。非公開情報の承認でございます。第2条のただし書き以下の情報を扱うときの非公開にする手続を定めたものでございます。

次に第4条でございます。会議の一部を公開、又は非公開とする場合の手順を定めたものでございます。

次に第5条でございます。本会議を傍聴する際の手続等を定めたものでございます。

次に第6条でございます。委任の規定でございます。また、次のページで、附則は施行期日を定める附則ということでございます。

以上、総合教育会議の公開に関する運営要領（案）の御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野市長 ただいま説明がありましたが、皆様の御意見を願いたします。

本木委員。

○本木委員 本木でございます。よろしくお願いいたします。

今、企画政策課長から御説明がありましたが、先ほど高橋代表委員からもありましたが、非公開部分について、会議録を別途作成するというところでよろしいのでしょうか。それからもう一つ、市議会に対しましては、どのような形でお知らせというか、報告を行うのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 まず会議録の関係でございますが、非公開部分と公開部分をどのような形で作成するというところでございますが、基本的には非公開部分、公開部分につきましても一体で作成をする予定でございます。その際に公開請求が出た場合は、非公開部分につきましては公開をしないというような状況かと存じます。

また、議会に対しての報告ということでございますが、今のところ想定をしてございますのが、本会議後の市議会定例会におきまして、その全員協議会の中で市長報告として報告をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○藤野市長 ありがとうございます。他に御意見ございませんでしょうか。

教育長、願いたします。

○持田教育長 今日いただいた資料、附則の施行日が空欄になっているんですけども、これは今日の日付になるんですか。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 本会議で御決定をいただきましたら、本日付で適用するというような状況でございます。

○藤野市長 教育長。

○持田教育長 設置要綱が4月21日、私、さっきちょっと、この日にちが何だったのか手帳を見ていて、あれなんですけれども、これは別に合わなくてもいいわけですよ、設置要綱と。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 適用ということでございますので、事務的な手続はございますが、さかのぼって適用するというようなことになるかと存じます。

○持田教育長 わかりました。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 設置要綱は市としての会議の設置でございますので、こちらとは特に関係はないというような方向でございます。

○藤野市長 よろしいでしょうか。

○持田教育長 結構です。

○藤野市長 他に御意見はございませんか。

ないようでございますので、それではこの会議については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録に関する指針に基づき、公開することとし、事務局案のとおり、武蔵村山市総合教育会議の公開に関する運営要領を定めることといたします。

なお、本日の会議について、傍聴者の有無を確認いたしますので、一旦会議を休憩いたします。

午前 9時48分休憩

午前 9時51分再開

○藤野市長 それでは会議を再開いたします。

事務局から報告をお願いいたします。

企画政策課長。

○神子企画政策課長 本日の会議に際しまして、傍聴者9名の申出があり、議長から許可を受けましたので、報告をさせていただきます。

以上でございます。

○藤野市長 わかりました。

それでは議事を継続いたします。

◎議題（２） 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策
定について

○藤野市長 次に議題の（２）「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定について、企画財務部長から説明をお願いいたします。

企画財務部長。

○比留間企画財務部長 それでは議題の（２）「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定について御説明をさせていただきます。

当該大綱につきましては、本年４月１日に施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、新たに位置づけられたものであり、地方公共団体の長に、その策定が義務づけられたものでございます。

それでは資料に基づく説明につきましては、企画政策課長が行いますので、よろしく願いいたします。

○藤野市長 企画政策課長。

○神子企画政策課長 それでは資料３をお願いいたします。本資料につきましては、平成26年7月17日付文部科学省から各都道府県教育委員会等に宛てた通知をまとめたものでございます。1ページをお願いいたします。

1つ目、大綱の概要でございます。まず策定の目的でございますが、こちらは地方公共団体の長が地域住民の意向の反映及び教育等の振興の推進を図る目的で策定をするものでございます。次に策定者でございますが、今、申し上げましたとおり、地方公共団体の長、市長でございます。

次に内容及び手続でございますが、教育等の総合的な施策の目標や根本となる方針を定めるものとされてございます。1事業単位の計画や教育以外の事業を記載する必要はないものでございます。また、本大綱策定後に変更をする場合は、本会議での協議が必要であり、公表をすることが義務づけられてございます。

次に市教育振興基本計画との関係でございます。文部科学省の通知により、既に教育振興基本計画を策定している自治体につきましては、総合教育会議の決定としてそれを大綱に代

えることが可能であるとの見解でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。2ページから4ページ、2の大綱の定義から3ページの一番下、4の地方教育振興基本計画その他の計画との関係につきましては、先ほどの文部科学省通知のとおりでございますので、主なものを抜粋して御説明をさせていただきます。まず大綱の定義でございますが、(1)で大綱は目標や施策の方針を定めるものであり、詳細な施策の計画ではないこと、(2)では、国の教育振興基本計画を参考にしつつ、地域の実情に応じて策定をすること、(3)を飛ばしまして、(4)でございますが、計画期間は原則4年から5年程度を想定していること、(5)でございます。計画に定められても、教育委員会所管の事務は、依然として教育委員会が執行権限を有することということでございます。

続きまして、3、大綱の記載事項でございます。(1)に記載のとおりでございますが、学校の耐震化や学校の統廃合等々の目標や方針を記載すること、(2)では大綱は首長が策定するものの、混乱をしないように教育委員会と十分に協議をすること、(3)では大綱に記載した内容につきましては、市長部局、教育委員会、双方に尊重義務がかかってくること、(4)と(5)でございますが、それぞれ教育委員会が了解をしていない事項を大綱に記載をしたとしても、その執行については、教育委員会が判断をすればよいこと、(6)でございますが、教科書採択の方針や教職員の人事の基準も教育委員会が了解すれば大綱に記載が可能であること、(7)と(8)につきましては、主に都道府県の教育委員会に関することでございますので、省略をいたします。

次に4、地方教育振興基本計画その他の計画との関係でございます。(1)では、1番の概要でも申し上げましたとおり、教育振興基本計画を大綱に代えることが可能であること、4ページ、(2)でございますが、首長が代わり、新たな大綱を策定した場合は、逆に教育振興基本計画を変更することが望ましいことでございます。

以上、大綱の概要等についての御説明でございますが、本市の場合、既に教育委員会が教育振興基本計画を策定してございます。

資料5を御覧いただきたいと存じますが、その教育振興基本計画の21ページから23ページを抜粋してございます。戻って恐縮ですが、資料4につきましては、その21ページから23ページの抜粋した部分をわかりやすく図式化したものでございます。資料4で御説明をいたしますと、ここには本市の教育の基本的な考え方としての教育理念、また、教育目標を踏まえた4つの基本方針が記載をされてございます。

恐縮ですが、資料3の1ページにお戻りいただきまして、大綱の内容につきましては、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであるとの記載がございます。また、一番下、市教育振興基本計画との関係では、既に地方公共団体が教育振興基本計画を定めている場合には、総合教育会議において、当該計画をもって、大綱に代えることができる旨の文部科学省の通知もございます。そこで今回の教育大綱につきましては、当該教育振興基本計画の21ページから23ページをもって教育大綱に代えることを御提案をさせていただきたいと存じます。

なお、当該教育振興基本計画につきましては、平成23年度に策定をし、平成24年度から28年度までの計画期間となっていることから、今回、それに代えた場合につきましては、平成27、28年度の2か年の大綱となるものでございます。

以上、議題2の御説明でございます。よろしくお願いたします。

○藤野市長 ただいま事務局から現在の教育振興基本計画の基本理念、基本目標、基本方針を大綱と位置づけてはどうかとの説明がありました。該当部分の内容について、計画全体からの位置づけも含めて、教育部長から説明をお願いいたします。

教育部長。

○中野教育部長 それでは、本市の武蔵村山市教育振興基本計画について御説明申し上げます。

武蔵村山市教育振興基本計画につきましては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョンを踏まえ、平成23年2月策定の武蔵村山市第4次長期総合計画の教育振興のための施策に関して、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定をいたしました。

計画期間は平成24年度から平成28年度までの5か年間とし、武蔵村山市が今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、教育行政に関する中長期的な視点から、今後、5か年に取り組むべき施策を体系化したものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長から御説明いたさせますので、どうぞよろしくお願いたします。

○藤野市長 教育総務課長。

○松下教育総務課長 それでは武蔵村山市教育振興基本計画について御説明を申し上げます。本基本計画は4章立ての構成となっております。第1章は計画の基本的な考え方、第2章は計画の施策展開の方向、第3章は今後5年間で取り組むべき基本施策、第4章は計画の推進となっております。今回、資料として御配布はしてございませんけれども、第1章では計画

策定の背景と趣旨といたしまして、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育基本法第17条第2項において地方公共団体においても教育の振興に関する基本的な計画を策定する努力義務の規定が設けられたことから、本市教育委員会においても、教育行政の長期的な視点から、今後5年間に取り組むべき施策を体系化し、本市の教育施策の着実な推進を図っていくために、教育振興基本計画を策定したものでございます。

第2章では、計画の施策展開の方向といたしまして、1、国及び東京都の教育振興基本計画として、国と都の目指すべき教育の姿を記載しておりまして、それらを踏まえて、武蔵村山市における教育の基本的な考え方を定めてございます。

ここで資料5を御覧いただきたいと思っております。こちらは教育振興基本計画の抜粋の21ページから23ページになるわけですが、21ページでは、武蔵村山市における教育の基本的な考え方として、教育理念を設定し、「人と人の絆で 未来を^{ひら}く 学び支え合うまちなみさしむらやま」としてございます。教育基本法の第13条では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力が明記されてございます。本市においても、学校だけでなく、より一層、家庭や地域を含めた社会全体で教育の向上に取り組み、人と人との絆を大切にしながら、子供たちに生きる力を育ませ、子供たちがたくましく未来を切り開き、力強く生きていくことができるよう教育行政を計画的に進めていく必要があると考え、基本理念を本市の第四次長期総合計画等との整合性を図りながら、簡潔にまとめ、設定してございます。

次に22ページを御覧いただきたいと思っておりますが、平成23年12月に決定いたしました、教育目標を記載してございまして、学校教育と社会教育に分け、それぞれの教育目標を制定してございます。また、この教育目標の実現のため、23ページでは、4つの基本方針を掲げてございます。基本方針1、生きる力を育む教育の推進では、知識基盤社会の時代において、ますます重要になっている生きる力を育成することと、本市の教育目標にも示されております、家庭における教育の成果を基盤として、生きる力を支える豊かな心、確かな学力、健やかな体といった、知・徳・体の調和のとれた教育の推進を掲げてございます。

基本方針2、学校・家庭・地域の連携強化では、本市の教育目標の締めくくりの文にも示されております、学校・家庭・地域の連携と、連携を強化するために開かれた学校づくりを推進することを掲げております。

基本方針3、教育の質の向上と教育環境の整備では、子供たちの指導に当たる教員の資質、能力の向上と教育活動の改善のために、研修や人材育成、学校経営改善、そして施設等の教育環境の整備の推進を掲げてございます。

基本方針4、自己実現を目指す生涯学習の推進では、教育基本法に示されている、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るといった生涯学習の理念を示すとともに、本市の教育目標にも規定されている、主体的に社会の発展に寄与すること、また、我が国と郷土を愛すること、そのために自ら学ぶこと、伝統・文化やスポーツに触れ、親しむ等の機会の充実を掲げてございます。

こちらの計画では、24ページ以降では、ただいま御説明いたしました基本理念、教育目標、基本方針に基づいた、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿や本市の目指すべき教育の姿の実現に向けた施策の体系を示し、続く第3章では、今後5年間で取り組むべき基本施策を、また、第4章では計画の推進を示し、本計画が構成されているところでございます。

先ほど企画政策課長からも御説明がございましたが、この教育振興基本計画におきまして、様々な教育施策の根本として位置づけられておりますのが、21ページの基本理念、22ページの教育目標、23ページの基本方針となります。ここで資料4にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、ただいま御説明申し上げましたとおり、基本理念、教育目標、基本方針をイメージしたものがこちらとなりますので、御協議のほう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤野市長 ただいま説明がありましたが、皆様の御意見をお願いいたします。

島田委員。

○島田委員 教育委員の島田でございます。私は昨年10月から教育委員として務めさせていただいて、まだ1年目でございますが、ただいま御説明いただきました資料5の基本理念、「人と人との絆で 未来を拓く^{ひら} 学び支え合うまち むらしむらやま」、そして教育目標、また、生きる力を育む教育の推進、学校・家庭・地域の連携強化、教育の質の向上と教育環境の整備、自己実現を目指す生涯学習の推進といった基本方針はとてもすばらしいものだと思っております。武蔵村山市の教育等に関する総合的な施策として、目標や根本となる方針となっておりますので、教育大綱を通して、位置づけていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○藤野市長 ありがとうございます。大綱については、教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものということでもあります。そこで、現在の教育振興基本計画の計画期間中においては、教育振興基本計画の基本理念、教育目標及び基本方針が記載されている21ページから23ページまでを大綱として位置づけていきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

○藤野市長 ありがとうございます。

それでは教育振興基本計画の基本理念、教育目標及び基本方針が記載されている教育振興基本計画の21ページから23ページまでを本市の大綱として位置づけることといたします。

それでは、引き続き会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

◎その他 (1) 市の教育の現状について

○藤野市長 次にその他の「市の教育の現状について」、教育長から説明をお願いいたします。
教育長。

○持田教育長 それでは、市の教育の現状について説明をさせていただきます。この総合教育会議は、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策や児童・生徒の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置を御協議いただく場ではございますが、現在、児童・生徒等の生命、身体の保護と緊急の場合に講ずべき措置を御協議いただくような案件はございません。

そこで、今後、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策を御協議いただく前に、第1回目の総合教育会議として、教育委員会の現状を報告させていただき、市長からの御意見を賜り、方向性や今後の対策に生かしてまいりたいと考え、提案させていただいたもので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは1点目「学力向上・体力向上・健全育成について」を学校教育担当部長から、2点目「小中学校のICT教育環境整備について」を教育部長から説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

○藤野市長 学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それではまず1点目の「学力向上・体力向上・健全育成について」御説明をさせていただきます。先ほど御説明がございました教育振興基本計画を踏まえまして、武蔵村山市教育委員会基本方針に基づき、平成27年度の主要施策、主要事業を策定し、12項目を重点項目としております。学校教育といたしましては、6項目で、人権教育・道徳教育の推進、確かな学力の定着・体力の向上、小中一貫教育・小中連携教育の推進、特別支援教育の充実、国際理解教育の推進、安全・安心な教育環境の整備を重点項目としております。また、生涯学習としても同じく6項目、生涯学習の推進、家庭教育の支援、スポーツの推進、図書館運営の充実、文化財の調査、保護・活用、青少年の健全育成の推進を重点項目としております。

その中にありまして、特に学校教育の課題として位置づけられております、「学力向上・体力向上・健全育成について」、私から御説明をさせていただきます。

初めに学力向上に向けた取り組みについては、資料6-2に基づいて御説明をいたします。本市におきましては、児童・生徒の学力向上は、教育委員会の様々な施策の中心的な課題として取り組んでまいりました。具体的には、電子黒板を初めとする教育機器の活用や東京都教育委員会からの研究指定を全校で受けました言語能力向上の取り組みの他、漢字検定の実施、学校司書の全校配置、さらには今年度から全小中学校で実施をいたします、塾講師による補習教室など、児童・生徒の実態を踏まえ、基礎基本の定着から発展的な学習の支援に至るまで、様々な角度から学力向上に向けた取り組みを推進しております。その結果、徐々にではありますが、基礎基本となる学習内容の定着や学習意欲の向上が見られるようになり、中には国や都の平均を超える学校も出てまいりました。

児童・生徒の実態や興味・関心は多岐にわたっております。これに対し、本市の教員は一校一研究を基本とし、小中連携による授業研究を重ね、一人一人の授業力の向上に取り組むことで、日々の授業の充実を図っております。この実践が、教育委員会の多様な教育施策と融合してきたことが、一つ一つの成果として、目に見えるようになってきたものと認識しております。さらに今後は、小中連携から小中一貫教育の充実、ICTを活用した様々な授業形態の工夫の他、道徳の教科化、小学校英語の教科化など、国の教育施策に対しても様々な提案をしていくなどしながら、引き続き児童・生徒の学力向上に取り組んでまいります。

続きまして、資料6-3に基づきまして、体力の向上について御説明いたします。体力は様々な活動の源となります。体調がすぐれなかったり、疲れたりしている状況では、何事においても活動に対する意欲は発揮されるものではございません。その意味では、体力の向上は単に年間およそ90時間程度の体育科の授業のみで取り組むものではないことは言うまでもございません。そこで、本市におきましては、授業改善による体育科の授業の充実はもちろんのこと、子供たちの運動意欲をかき立てるとともに、多様な機会を提供することで、体を動かすことの楽しさやよさを実感させることを大切にしております。その代表的な取り組みは相撲大会やサッカー大会、ドッジボール大会の他、子供たちだけではなく、教職員も参加している駅伝大会の実施などが挙げられます。これらの大会を機に、相撲の強豪校で活躍する生徒や全国のドッジボール大会で成果を出す学校が出ております。また、東京都教育委員会の研究指定でありますオリンピック・パラリンピック教育推進校の取り組みも大きな特徴と言えます。今年度は、小学校5校、中学校4校の合計9校が指定を受け、アスリートを招

聘しての特別授業や日常的に運動する機会を設定するなどして、運動への動機づけと意欲の向上を図る取り組みを推進することとなっております。

最後に健全育成について、御説明をいたします。本市では、平成13年度から検討を始めた小中一貫校を平成22年度に開校し、いわゆる中一ギャップの解消や午前5時間制の導入による基本的な生活習慣の定着、全校コミュニティスクールによる地域を挙げての児童・生徒の健全育成の取組など、様々な手だてを用いて、児童・生徒の健全育成に取り組んでまいりました。これらの取組により、例えば小中一貫校村山学園では、開校前年度の平成21年度には、小中合わせて不登校の出現率が5.03であったものが、平成25年度は2.97と大幅に改善しておりますし、午前5時間制を導入しました第八小学校、第二小学校では、早寝、早起きや朝食を食べるといった生活習慣の改善が着実に進んでおります。また、市全体といたしましても、小学校の不登校出現率は過去10年間、ほぼ東京都の平均値と変わりませんが、中学校の不登校出現率につきましては、平成22年度を境に年々減少し、現在はほぼ東京都の平均値と同率となっており、喫緊の平成24年度、25年度は都の平均を下回っております。さらに今般、毎年実施をしております、教育委員会による学校訪問を行っているところでございますが、どの学校も授業規律が定着し、安定した状態で日々の授業が展開されていることを確認しております。単に寝ている子供がいないとか、静かに授業を受けているとかいうことではなく、子供たちの学ぼうとする意欲を感じることができ、私ども訪問者としても、大変すがすがしい気持ちで訪問を続けているところでございます。この学力の向上と授業規律の定着は、密接な相関関係を持ちます。その意味で、今後、さらなる学力向上を図るとともに、健全育成の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤野市長 教育部長。

○中野教育部長 続きまして、「小中学校のICT教育環境整備について」御説明申し上げます。

現在、教育現場では、情報通信技術、ICTの活用が進んでおります。本市の学校における現状でございますが、小中学校への教育用コンピューターの整備につきましては、児童・生徒がコンピューターの基本的な操作の習得や情報モラルを身につけること、また、調べ学習等に活用することで、情報社会に対応できる情報活用能力の育成を図ることを目的といたしまして、パソコン教室へ教育用コンピューターを整備しております。

小学校は平成23年12月から再編交付金基金を、中学校は平成24年9月から特定防衛施設周

辺整備調整交付金基金を財源といたしまして、各小中学校のパソコン教室に教育用コンピューター及び周辺機器を整備し、児童・生徒が1人1台のパソコンを使用して学習ができる環境を整備し、情報教育を推進しているところでございます。

次に普通教室等におきまして、活用することができる電子黒板でございますが、電子黒板の特徴といたしましては、大型のデジタルテレビがベースとなっております。画面に教材や資料等を拡大表示する。文字等を画面に書き入れる。また、ビデオ映像を見せるなど、機能も豊富で、児童・生徒への繰り返しの学習や視覚に直接訴えることにより、児童・生徒の集中力を途切れさせずに授業等を進めることができることから、本市の小中学校でも積極的に授業で活用しているところでございます。

電子黒板は、村山学園第四小学校、第一中学校、第三中学校には、全学年、全学級に配備するとともに、その他の小中学校につきましても、各数台を配備し、日常的にそれぞれの授業における学習の狙いにあわせて活用をしているところでございます。

続きまして、各学校の今後の予定でございますが、初めに東京都におけるICTを活用した教育の推進につきまして説明させていただきます。

東京都教育委員会では平成27年度より学校ICT教育環境整備を主要施策の重点的に取り組む事業として位置づけまして、今年度、東京都公立小中学校ICT環境整備支援事業、LAN環境整備補助事業を創設いたしました。公立小中学校ICT環境整備支援事業につきましては、東京都教育委員会が6区市町村を指定し、1自治体につきまして、小学校2校、中学校1校の計3校に約1年間、1校につきタブレットなどの可動式パソコン40台、電子黒板、無線LANアクセスポイント等の全てを貸し出しするとともに、ICT専門家を派遣するもので、事業に係る経費は東京都教育委員会が100%負担するというものでございます。学校では、ICT機器を活用した教育活動を通じて、ICT活用の効果や指導、運営に係る成果を検証するものでございます。本市教育委員会では、本事業を活用する予定で、現在、事務手続を進めておりまして、学校につきましては、雷塚小学校、大南学園第七小学校、大南学園第四中学校での実施を予定しております。

次に東京都教育委員会が実施いたします、学力ステップアップ推進地域指定事業でございます。本事業は原則3年で教員の指導力の向上、児童・生徒の基礎学力の向上を図ること等を目的といたしまして、東京都教育委員会が補助を行うもので、教育委員会では本事業を活用することによりまして、タブレット端末等のICT機器を活用した教科指導等を行う予定で、学校につきましては、第三小学校、小中一貫校村山学園、第三中学校での実施を予定し

ております。教育委員会では、今後も東京都における補助事業等を有効に活用しながら、ICT教育、ICT教育環境整備を進めていきたいと考えております。

最後に、今後の本市小中学校へのICT環境整備等でございますが、ただいま御説明いたしました、東京都教育委員会のタブレット端末等のICTを活用した授業の効果や成果を検証しながら、パソコン教室の在り方やタブレット端末の導入等につきまして、ICT環境整備計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○藤野市長 学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、ただいま教育部長から説明がございましたタブレット端末につきまして、補足の説明を私からさせていただきたいと存じます。

タブレット端末を利用した学習活動につきましては、まさに現在進行形でありますことから、私からは現在の一般的な使われ方による効果を幾つか御紹介させていただきます。

まずは視覚的效果による学習内容の定着や充実が図られるということでございます。例えばよく紹介をされておりますのが、算数の立体に関する学習でございます。多面体の立体の展開図を作成する際、これまでは教科書等に示された平面的な図をヒントに児童は展開図を作成していましたが、タブレット端末のソフトを用いることで、立体を3次元的に捉えることができ、展開図の構造そのものを視覚的に認識しやすくなるといったような効果が出ております。

また、私自身は小学校の体育科教育を専門的に研究してまいりましたが、その経験を踏まえて御説明させていただきますと、例えば鉄棒の逆上がりができない子供に、足を高く蹴り上げなさいとアドバイスをしても、その子供は前方に足を投げ出すだけで、一向に逆上がりできません。前方に足を投げ出せば、本来鉄棒から離れてはいけないお腹の部分が鉄棒から遠く離れますので、この状態で逆上がりのような動きをすると、これは大車輪の動きになり、到底逆上がりにつながるものではございません。ところが、当の本人は自分の体がどのように動いているかを認識できていないために、ただただ手の平の豆が増えるだけの時間になってしまいます。運動の苦手な子供は、できているお手本を見ても、自分もそれと同じように動いているつもりでいることが多く、このようなときに、タブレット端末を活用し、自分の動きを映像として見せることで、解決の大きなヒントとなってまいります。一般的に機械運動系の学習場面では、かなりの活用度が見込めるものでございます。

また、本市でも言語能力の向上には力を入れて取り組んでまいりましたが、子供たちが話

し合い活動による結果を、タブレット端末を通して共有したり、プレゼンソフトを活用して発表したりするなどの広がりが期待をされております。

ただいま御紹介をした幾つかの事例は、これまでも何らかの形で行ってきた内容であります。場面が限定されたり、あるいは準備に時間がかかったりすることから、一般化がされにくいといった現状がございました。この点でタブレット端末は容易に利用できるところが大きな長所であると考えております。

補足の御説明は以上でございます。

○藤野市長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、皆様の御意見をお願いいたします。

高橋代表教育委員。

○高橋委員 それでは、先ほど教育長からお話がありましたけれども、今後の教育条件の整備など、重点的な講ずべき施策を御協議する前に、今回、第1回の総合教育会議として本市の教育委員会の現状をこのように報告させていただいたこと、これは大変ありがたく私も思っております。感謝いたします。

今後は、特に健全育成が極めて重要でありますので、市長部局等も連携した上で、解決に当たっていくことが大切であるというふうに考えております。

また、特にこの学力の向上についてであります。この市民の意識調査によりますと、大体52%以上、トップに挙げられております。つまり、子供たちの基礎的な学力の向上を願うという意識調査がトップに挙げられているという現状がございましたので、様々ないろいろな、先ほどもちょっと部長からも報告がありまして、わかる授業、子供たちの学力向上のための様々な条件を考えていくことが、より大切ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○藤野市長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

島田委員。

○島田委員 市の教育現状について御説明いただいて、資料6-2、6-3、どちらもありますが、家庭の取組として、基本的な生活習慣の充実、朝食の喫食がございまして。これらのことを各家庭で実践していただいたことで、体力向上、学力向上にもつながっていると、あらわれていると私は思います。体内時計とか、生体リズムを整えるとかといった、早寝・早起き・朝御飯といった基本的な生活習慣を幼児期の段階から、家庭教育として、御家庭で取り

組んでいただけると、小学校に入ってから、スムーズになじめますし、それから体力、学力、そして精神面にも違ってくるのではないかと私は感じております。先ほど学校教育担当部長のお話にも不登校率が減少していると言っていましたけれども、こういった家庭の取組が、そういった結果にあらわれているのではないのかなと感じています。

○藤野市長 ありがとうございます。

他にございませんか。

本木委員。

○本木委員 私も島田委員と同じような意見になってしまうのですが、やっぱり学校に入る前、就学前ですか、家庭での生活習慣といいますか、大事ではないかなと思うんです。先ほども言いましたが、子供なりに早寝・早起き・朝御飯を食べる、そして挨拶がきちんとできるとか、靴がちゃんとそろえられるとか、そういったようなルールですか、そういうのがちゃんとできている子、そういうのがまた小学校に入ってから、生活様式が変わりますけれども、つながっていくのではないかなと思うんですね。私の近くに第二小学校があるんですけども、完全午前中5時間授業ということで、子供たちが5時間目にはもうお腹がすいてしまうというようなお話がありまして、それでもやっぱり子供なりに朝早く起きて、ご飯を食べてくるといふ子が増えてきたというようなことをちょっと伺いました。そういうことを考えた上でも、就学前の家庭教育がすごく大事ではないか。それがそのまま切れ目なく小学校の生活につながっていくのではないかというふうなことをすごく感じます。またそれが学力向上というか、勉強する意欲にもつながるのではないかなと思います。そういった意味でも、先生方にもそういう御指導をしていただくように期待をしたいと思います。

以上です。

○藤野市長 ありがとうございます。

他に御意見ございませんか。

土田職務代理人、お願いいたします。

○土田委員 私も子供たちの健全育成を考える上で、小学生の、特に低学年児童の放課後の過ごし方がとても大事だと考えております。就学前では保育園、あるいは幼稚園に通園されている幼児につきましても、自宅に戻ってからは、主に家族と一緒に過ごすわけですが、小学生になりますと、学童クラブや放課後子ども教室などを活用される家庭も増えております。子どもの安全・安心な居場所として学童クラブ、放課後子ども教室は最適と保護者の方々も考えておられるようです。そこで、文化振興課では国の放課後子ども総合プランに

基づきまして、放課後子ども教室と学童クラブが同一のプログラムを定めまして、一体的な運用を平成27年度ではモデル校にて実施する予定となっております。文化振興課におきましては、管理面、安全面等にまだまだ検討させていただく部分もございますが、学童クラブを所管されておられます子ども育成課においても、同様に検討をされている部分があるかと思っておりますが、予定どおり同一プログラムの実施がモデル校にてスタートできますよう、子ども育成課と協力させていただいて、スムーズな連携となるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤野市長 ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎その他 (2) その他

○藤野市長 それでは次に議題の5「その他」でございますが、皆様から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○藤野市長 事務局からは何かございますでしょうか。

○比留間企画財務部長 特にございません。

◎閉会の辞

○藤野市長 どなたからもないようでございますので、それでは平成27年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

大変お疲れさまでありました。ありがとうございます。

午前10時34分閉会